

民生福祉常任委員会記録
(所管事務調査)

令和元年 10 月 1 日

【開催日】 令和元年10月1日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時50分

【休憩時間】 午前10時55分～午前11時15分

【出席委員】

委員長	吉永美子	副委員長	山田伸幸
委員	大井淳一朗	委員	水津治
委員	杉本保喜	委員	松尾数則
委員	矢田松夫		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰		
----	-----	--	--

【執行部出席者】

市民部長	城戸信之	市民部次長	藤山雅之
市民生活課主幹	梶間純子	市民生活課課長補佐	山本満康
市民生活課市民生活係長	三浦裕	福祉部長	兼本裕子
福祉部次長	川崎浩美	福祉部次長	岩佐清彦
高齢福祉課長	麻野秀明	高齢福祉課技監	河野静恵
高齢福祉課課長補佐	河田圭司	高齢福祉課主査	篠原紀子
高齢福祉課主査兼地域包括支援センター所長	荒川智美	高齢福祉課高齢福祉係長	古谷雅俊
高齢福祉課介護保険係長	藤永一徳	障害福祉課長	柏村照美
障害福祉課技監	岡村敦子	社会福祉課課長補佐	増富久之
社会福祉課主査兼地域福祉係長	須子幸一郎	子育て支援課課長補佐	別府隆行
健康増進課長	尾山貴子		

【事務局出席者】

事務局長	沼口宏	議会事務局主査	島津克則
------	-----	---------	------

【付議事項】

- 1 所管事務調査 介護等ボランティア活動について
- 2 所管事務調査 介護予防及び認知症施策について
- 3 所管事務調査 手話言語条例について

- 1 所管事務調査 介護等ボランティア活動について

【議事の概要】

・可児市で行われている「地域支え愛ポイント制度」を視察し、その結果を

執行部に報告し、本市の現状について調査を行った。

【主な質疑】

吉永美子委員長 可児市の制度を踏まえ、介護サポーター事業の展開について、何か考えているか。

兼本福祉部長 可児市の制度は市全体のボランティア活動に対するポイント制度であると感じた。本市の介護ボランティア制度は介護保険制度の中で展開しているので、広がりが見られないと思っている。少子高齢化に対するボランティア活動の中に介護ボランティアも含まれたらいいという感想を持った。

吉永美子委員長 市民活動の観点から、可児市の取組をどう捉えたか。

城戸市民部長 個人や団体に活動している方を取り込み、制度とうまく連動できれば、本市にでも可能な制度と思う。可児市では単位自治会での活動や防犯パトロールも対象となっており、かなり広範囲でやっていると感じた。

山田伸幸副委員長 以前本市でも地域通貨があったが、継続しなかったのはなぜか。

兼本福祉部長 費用対効果を考え、廃止したと認識している。

杉本保喜委員 介護ボランティアを募るのであれば、行事のときにPRしてはどうか。

河田高齢福祉課課長補佐 様々な機会を通じてPRしていきたい。

山田伸幸副委員長 介護ボランティアが広がらないのは間口が狭すぎるためである。様々な活動を対象にしないと広がらないのではないか。

河田高齢福祉課課長補佐 介護保険の地域支援事業の国の実施要綱に従って取り組んでいたが、活性化するために改善を進めたい。

大井淳一郎委員 介護保険制度の中で広がりにくいのであれば、新たな制度を創設してはどうか。

藤山市民部次長兼市民生活課長 詳細が分からないので、現時点では何とも言えない。

吉永美子委員長 地域支援事業の実施要綱上、移動支援や生活支援サービスなどを対象にすることはできないのか。

河田高齢福祉課課長補佐 内容に応じて、費用負担を介護保険と一般会計に分ければ、一つの制度として運用することも可能だと考えている。

吉永美子委員長 皆で支え合う地域づくりは必要である。今後、具体的に考えてもらいたい。

水津治委員 可児市の公民館は社会教育の枠から外し、地区のセンター化を図

り、ボランティア活動の地域の拠点となっている。また、人口が毎年4,000人増えているところが危機感を持って取り組んでいることが印象に残った。

兼本福祉部長 本市でも様々なボランティアが別々に活動しているが、既存の制度の拡充ではなく、制度設計からやり直し、新たな制度を創設しないと可児市のような制度にはならないと感じている。それには組織横断的な取組が必要だと考えている。

吉永美子委員長 市民活動を進めていくことはボランティア活動にもリンクする。市民活動支援センターについての現在の考え方はどうか。

城戸市民部長 拠点機能を持った施設、情報提供、団体間の連携のサポートが求められており、現在は情報提供を中心にやっている。活動拠点はそれぞれの団体が公民館を十分に利用している。公民館が社会教育施設だけではなく市民活動の拠点となれば、課題が一つ解決できるとは考えているが、調整しなければいけないことが多い。

2 所管事務調査 介護予防及び認知症施策について

【議事の概要】

- ・介護予防及び認知症総合支援事業の先進地である大府市を視察し、その結果を執行部に報告し、本市の現状について調査を行った。

【主な質疑】

吉永美子委員長 大府市の状況についての感想を聞きたい。

兼本福祉部長 市内に国立長寿医療研究センターがあり、様々な事業の分析、検証ができる環境にあるのはすばらしいと感じている。本市も介護予防に力を入れており、そのほかにも様々な事業に取り組んでいるが、事業の効果を分析、検証することが難しいと感じている。

矢田松夫委員 市民病院で認知症の相談はできないのか。

兼本福祉部長 現時点で認知症の診療日は設けていない。認知症専門医はいない。

大井淳一郎委員 大府市はコグニノートに記録し、コグニサイズを実践している。本市の場合、介護予防に新たな展開はあるか。

荒川高齢福祉課主査兼地域包括支援センター所長 介護予防ファイルを作成し、住民運営通いの場や介護予防運動教室などで配っている。これは自身で目標を立て、活動するという意識向上のための介護予防手帳である。随時見直し、中身を充実させていきたい。また、MCIを早期に発見する

頭の健康チェックを実施しており、MC I の疑いがあると判定された場合、頭の若返り教室でコグニサイズを中心に認知症予防を実施している。コグニサイズの体験に関しては地域包括支援センターで行っている。

大井淳一郎委員 認知症サポーター養成講座受講後、知識を深める取組はあるのか。

荒川高齢福祉課主査兼地域包括支援センター所長 ステップアップ講座を毎年1回開催している。ステップアップ講座受講後、介護予防応援隊の養成講座を受講することで、いきいき百歳体操や市の介護予防事業にボランティア参加している。

大井淳一郎委員 ステップアップ講座の受講者は毎回入れ替わっているのか。荒川高齢福祉課主査兼地域包括支援センター所長 毎年受講することはできると思うが、重複して受ける人は少ないと認識している。

松尾数則委員 市民病院や理科大もあるので、事業の分析や検証をする方法を考えてもらいたい。

山田伸幸副委員長 介護予防応援隊といきいき介護サポーターは違うものなのか。

荒川高齢福祉課主査兼地域包括支援センター所長 介護予防応援隊の活動の場は市が実施する介護予防事業などで、いきいき介護サポーター事業のポイント対象外。いきいき介護サポーターの活動の場はいきいき介護サポーター事業登録介護施設で、ポイント対象となっている。

山田伸幸副委員長 参加者を増やしたいのに分けなければいけないのか。

荒川高齢福祉課主査兼地域包括支援センター所長 介護予防応援隊の活動にはポイントが付かなかったが、いきいき介護サポーターへの登録を呼び掛けており、登録すれば、住民運営通いの場や音読体験の活動にポイントが付く。

杉本保喜委員 介護予防ガイドブックを6月に発行したが、どのように配るのか。

荒川高齢福祉課主査兼地域包括支援センター所長 様々な講座や教室で配るほか、配布用に公民館などの出先機関に置いている。

杉本保喜委員 ガイドブックについて、どのような問合せが多いのか。

荒川高齢福祉課主査兼地域包括支援センター所長 いきいき百歳体操の実施場所や介護予防応援隊の養成講座に関して問合せなどがある。

水津治委員 大府市では認知症の方の鉄道事故をきっかけに、最高1億円の個人賠償責任保険事業を実施しているが、本市では検討しているか。

麻野高齢福祉課長 今後の検討課題の一つと考えている。

河田高齢福祉課課長補佐 国もこういった事案に関心を持っているようで、アンケート調査を実施している。国の動向を注視し、有利な制度があれば、市としても研究したい。

大井淳一郎委員 大府市では「認知症に対する不安のないまちづくり推進条例」を制定しているが、本市に条例制定の考えはあるか。

麻野高齢福祉課長 現時点、条例制定を考えるまでには至っていない。

3 所管事務調査 手話言語条例について

【議事の概要】

- ・手話言語条例を制定した常滑市を視察し、その結果を執行部に報告し、本市の現状について調査を行った。

【主な質疑】

吉永美子委員長 常滑市の状況を聞き、執行部の考え、感想を聞きたい。

兼本福祉部長 障害者差別解消法が施行され、アイサポート運動を通じ、障害全体の理解を図ることを推進している。聴覚障害に特化した条例はないが、手話通訳者派遣事業など常滑市の具体的施策の何点かは本市も取り組んでいる。条例制定については県の動向も注視し、研究したい。

杉本保喜委員 手話通訳者の派遣を要請したときの謝礼はどういう形で払っているのか。

岡村障害福祉課技監 地域生活支援事業で個別に利用する場合は単価が決まっている。主催事業に関しても社協に委託しているが、報酬として支払っている。

杉本保喜委員 条例制定を前向きに検討してもらいたい。

吉永美子委員長 常滑市の条例は理念条例だが、施策を推進するための方針を策定している。本市でも条例は制定しなくても、方針を策定することはあるか。

兼本福祉部長 障害者差別解消法の合理的配慮の義務規定を前提に事業を進めている。各事業の実施計画策定時にはこの義務規定を根拠としているが、これを方針としてまとめることも考えられる。

杉本保喜委員 手話言語条例は手話を言語として認めることであり、障害者差別解消法という大きな枠組みとは少し違うのではないか。

兼本福祉部長 研究したい。

大井淳一郎委員 情報バリアフリーの手引の内容はどういったものか。

兼本福祉部長 様々な障害の特性と、それに対する基本的な配慮を記載したも

のである。

大井淳一郎委員 山口県で手話言語条例が制定された場合、市の役割は何か。

柏村障害福祉課長 9月県議会に手話言語条例の条例案が上程されており、10月に条例の制定、公布が予定されている。素案には市町の責務として、県と連携し、施策の推進を図ることが盛り込まれている。条例が制定されたら、県と連携を図り、手話で生活できる地域社会の実現に取り組んでいきたい。

大井淳一郎委員 県が条例を定めると、市は制定する必要があるのか。それとも市が補完すべきなのか。

柏村障害福祉課長 県が条例を制定したら、市は制定しなくてもいいとは思っていないが、詳細は研究したい。

山田伸幸副委員長 精神的にも、ハード的にもバリアを取り除くような基本的な方針を確立する必要があるのではないか。

兼本福祉部長 バリアフリーはハード、ハート、ソフトという考え方があるが、本市にそれを総合するような方針はない。必要という気持ちはあるが、そこまでに至っていない。

大井淳一郎委員 要約筆記の養成を行っているか。

岡村障害福祉課技監 要約筆記の奉仕員制度が平成23年になくなり、県が要約筆記の養成講座を開催している。市では昨年度、要約筆記の体験講座を開催した。体験講座の受講者に県の養成講座の受講を勧めていこうと考えている。

吉永美子委員長 障害のある人が安心して暮らせるまちづくりに向けて、手話言語条例が必要というのが委員会の一致した考えである。条例制定の意向があれば、議会も一緒になって具体的に進めたい。

令和元年10月1日

民生福祉常任委員長 吉 永 美 子